

消費税率0%の提言

～石村耕治教授の講演を聞いて～

新宿支部 菊池 純

2014年8月27日に東京税理士会豊島支部会議室において行われた『消費税の複数税率化と仕入税額控除～封印された「ゼロ税率、逆進対策に「軽減税率」はまやかし』と題された石村耕治教授の講演を聞いて、今後の消費税のあり方を考えるうえでとても感銘を受けた。

そこで、この稿でその講演の要旨を述べ、若干の考察を行うことによって、消費税率0%の提言を試みたい。

1. 日本にもあるゼロ税率取引

輸出取引に対して導入している「消費税輸出免税制度」（輸出戻し税）こそ、日本で認められている唯一のゼロ税率取引である。輸出企業は価格に転嫁できない唯一の例外として取り扱われ、仕入れにかかった税金を還付してもらえるわけである。

この考えの前提に、課税をするのは消費をした土地でなくてはいけない、という「仕向地原則」が消費税の大原則として存在する。日本製品が輸出された場合、現地の消費税が課せられ、日本の消費税は課せられないから、輸出企業が納めなければいけない消費税の税率はゼロにする、という考えである。

つまり、輸出企業は価格への転嫁ができないから気の毒であるという趣旨だが、価格への転嫁が法律で禁じられているいくつかの取引はどのように解釈すべきであろうか。

社会保険診療や介護保険、住宅の貸付、一定の学校教育費などについては、課税対象にするのが政策的になじまないとの判断から「非課税」とされている。

つまり、お医者さんは患者さんから消費税を取ることができない。取ることができないから支払う必要がない、とたたづけられるわけには行かない差が「非課税取引」と「ゼロ税率取引」には存在する。

2. 「非課税取引」と「ゼロ税率取引」

前段階控除型の付加価値税である消費税において、事業者は、本来、仕入税額を買手に転嫁することを予定している。しかし、仕入税額を買手に転嫁できずに、事業者自身が負担しなければならないことを「損税」ともいう。

非課税取引では、課税仕入れにかかる前段階の税額控除はできない。つまり、医療費が非課税取引とすると、事業者である病院は、仕入の際には仕入税額を負担するが、非課税サービス提供の際には当該サービスにかかる仕入税額を転嫁できなくなり、損税が発生する。

これに対して、ゼロ税率取引では、消費税がゼロパーセントの課税取引となる。つまり、消費税は課税されるが、消費税の税率がゼロパーセントなので、課税標準額に対する消費税（0%）から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れにかかる消費税額を控

除する（あるいは還付を受ける）ことができる。

3. 医師会の「ゼロ税率」適用の主張

同じように転嫁できないのに、非課税取引とゼロパーセント取引（課税取引）は、かたや損税の発生、かたや還付金の発生となり、実質的には格差がある。

これを受け医師会は、不公平だからゼロ税率にしてくれ、輸出企業と同じにしてくれという運動を展開してきた。

日本医師会は、「日医ニュース」平成26年7月5日号で、

「日本の医療は「非課税」だから、消費税が8%に上がっても、医療費はそのままですよね？～それが、そうではないんです・・・

医療（社会保険診療）は消費税のかからない「非課税」の取引とされています。患者の皆さまにとって、一見、消費税が免除されているように感じますが、実は、そうではありません。病院・診療所が診療を行うために仕入れる薬や材料・設備にかかる消費税は、患者さんも一部を負担する仕組みになっています。一方、その多くを医療機関が負担しているのです。**不合理・不透明な税制の問題。患者の皆様と共有し、一刻も早い解決にむけて動いていきます。」**という広報を掲載した。

この内容は、「ゼロ税率」にしろ「8%税率」にしろ、医療を課税取引にして欲しいと訴えていると感じる。ただ、損税に嫌気がさし「ゼロ税率」を望むのは分かるが、「8%税率」にして患者にも消費税負担を求めるのは、到底国民の理解を得られまい。

日本医師会は「ゼロ税率」の運動に徹するべきと考えるが、仮に「ゼロ税率」を勝ち取ったとしても、今度はその他の業界が黙ってしまい。

次から次へと「うちの業界こそゼロ税率にすべき」と主張してくる業界が出てくるだろう。これは政府にとっては悪夢であるため、あくまで輸出だけが特別なんだ、ということにしておかないととても収拾がつかなくなる、との考えで輸出免税制度という名前で「ゼロ税率」を封印してしまっているのである。

4. 消費税2ケタ化での逆進対策

わが国が飲食料品をはじめとした生活必需品に対しても無差別に10%の消費税を課す租税政策を取ることは、国際的にも無謀と見られよう。

また、わが国が当初から、複数税率化にはなじみにくい帳簿（請求書等保存）方式を導入したという事実を重く受けとめる必要がある。新たなタックスインボイス（税額票交付）方式への転換は、事業者には煩雑な事務と大きな混乱をもたらすからである。

したがって、税率の2ケタ化をやめるというかたちでの逆進対策が最良の選択かも知れない。

あるいは、オーストラリアなどのように、タックスインボイス（税額票交付）方式を採用しながらも、事業者の納税事務負担を考え、複数税率（軽減税率）は一切設けず、逆進対策は専ら「ゼロ税率」に徹する簡素な仕組みも一案である。

この案は、確かに国家の税収減を大きくするかもしれない。しかし、輸出取引の多い大

企業へ毎年8,000億円～1兆円にも及ぶ輸出免税／ゼロ税率の適用による消費税の還付をしている事実を重く受け止めるべきである。

逆進対策としての「ゼロ税率」適用にはまったく後ろ向き、徹底して封印に走る与党／財政当局の税財政政策は解せない。逆進対策として幅広い「ゼロ税率」の導入は、消費税の担税者である生活者の生存権の確保、さらには複数税率の導入による事業者の煩雑な納税事務という“隠れた負担”の軽減がはかれるということを織り込んで考えれば、ペイするはずである。

日税連のように、軽減税率導入もタックスインボイス（税額票交付）方式への転換にも消極的な姿勢をとるのもどうかしている。ただ、こうした主張をするのであれば、基礎的な生活必需品へのゼロ税率導入、あるいははっきりと税率引き上げ反対を打ち出すべきである。水道水や主食などの生活必需品に対する逆進対策なしでの消費税の2ケタ化は、世界に類がない。